

第3期太子町子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

令和6年 10月

太 子 町

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、平成 27 年に「太子町子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年に「第 2 期太子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2 期にわたって子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。「すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現」というこども基本法の考えを基本に、これまでの子ども・子育て支援施策の取組状況を検証し、見直しを行うとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第 3 期太子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景（各種制度の動向）

①子ども・子育て支援制度

- 幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。
- 令和 3 年度から推進されている「新子育て安心プラン」では、令和 6 年度末までに待機児童を解消すること、令和 6 年度末までの 4 年間で約 14 万人の受け皿を整備することが求められています。
- 「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童の解消に向けた取り組みが行われてきましたが、目標の達成が困難な状況となったため、令和 5 年 12 月に「放課後児童対策パッケージ」が発出されました。令和 6 年度以降については、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、引き続き継続的かつ計画的な取組を推進することが求められています。
- 令和 6 年 5 月、「育児・介護休業法」が改正され、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、残業の免除対象を 3 歳から小学校に入学するまでの子どもを持つ親にも広げることなどが盛り込まれました。
- 令和 6 年 6 月、「子ども・子育て支援法」が改正され、児童手当の所得制限撤廃や「こども誰でも通園制度」の導入等が盛り込まれました。

②こども基本法

- 子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けた取り組みを社会全体で強力に推進していく事を目的として、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足すると同時に「こども基本法」が施行されました。
- 「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、6つの基本方針が定められています。

③児童福祉法

- 児童虐待やヤングケアラー等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化や、課題の複雑化・複合化が進むなか、包括的な支援体制の強化を目的として、市町村こども家庭センターの設置や児童相談所の機能強化等、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示されました。

④次世代育成支援対策

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。(法改正により10年間延長)
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務付け、10年間の集中的・計画的な取組を推進しました。(法改正により策定義務は任意化)
- 令和6年5月に改正が行われ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化等が図られています。

⑤児童虐待防止対策

- 児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものであるとの認識のもと、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。
- 児童虐待防止法では、国及び地方公共団体の責務として、児童虐待の予防や早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護と自立の支援等を規定するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村もしくは児童相談所に通告しなければならないとしています。
- 昨今の児童虐待の社会問題化を背景に、国では平成30年7月に児童虐待防止対策の緊急総合対策を決定したほか、令和元年6月、児童虐待防止法等が改正され、児童相談所の体制強化と併せ、親による体罰の禁止が盛り込まれました。

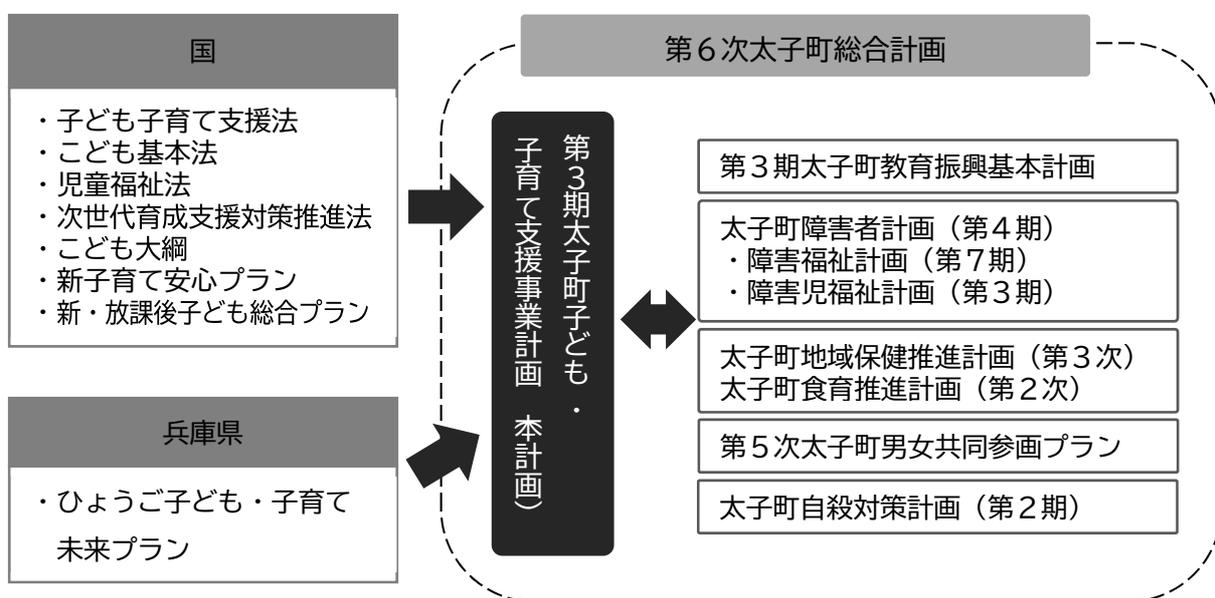
⑥子どもの貧困施策

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策推進法」が平成 25 年 6 月に成立しました。
- 令和元年 6 月、「子どもの貧困対策推進法」が改正され、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されました。
- 国は、子どもの貧困対策推進法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、令和元年 11 月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。
- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、当面の重点施策として、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援等の具体的な取組を明示しています。
- 令和 6 年 6 月の改正では、現在の貧困解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことが掲げられました。また、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」の中で、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」を指すという旨が示されたことを受け、「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」と変更されています。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項を踏まえた計画とします。

また、子どもの貧困対策推進法に規定され、国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」の方向性を踏まえ（※現在、同大綱は「子供・若者育成支援推進大綱」「少子化社会対策大綱」とともに「こども大綱」として一本化されている）、子どもの貧困対策の視点による取組を推進する施策、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づく、児童虐待防止のための施策を包含し、策定にあたっては、町政の最上位計画である「第6次太子町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画、県の関連計画との整合性を図ります。



4 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。さらに、この計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検するとともに、5年間の計画期間中であっても、見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行っていくこととします。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
太子町子ども・子育て支援事業計画	第2期計画 (前回計画)					第3期計画 (本計画)				

第2章 太子町の子ども・子育てに関する現状と課題

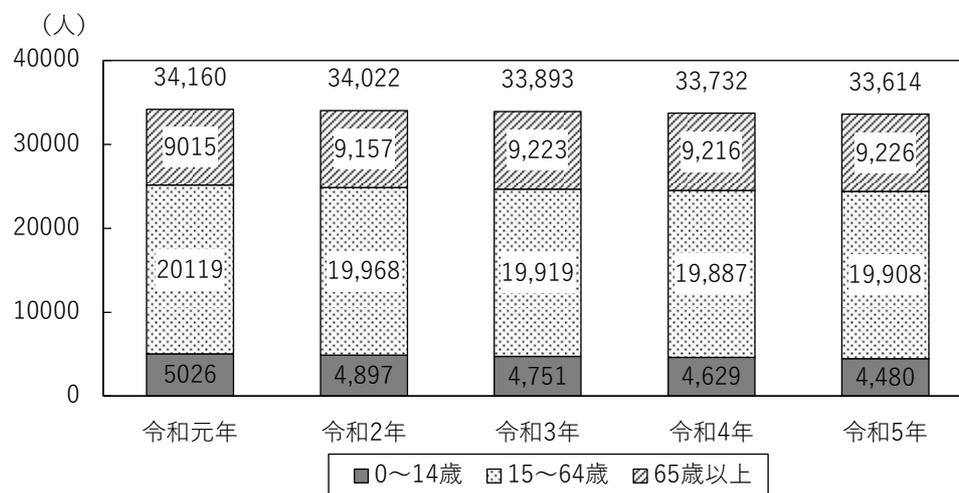
1 人口の推移

(1) 総人口・年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、年々減少傾向にあり、令和5年10月1日現在人口は、33,614人となっています。

15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口の年齢3区分別で見ると、年少人口が一貫して減少しています。生産年齢人口は令和元年から令和4年にかけて減少していましたが、令和5年では微増しています。高齢人口は増加傾向で推移しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計

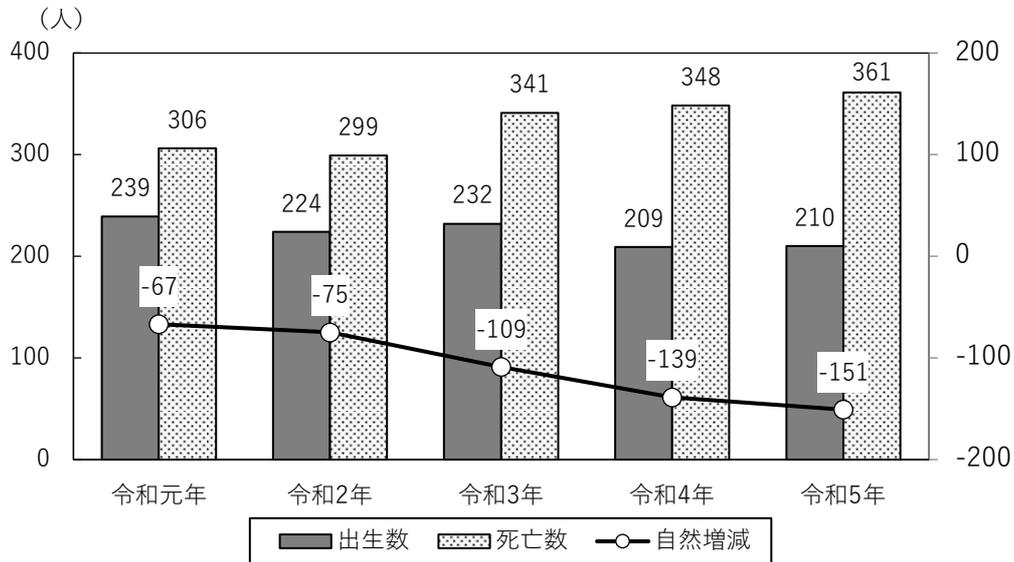


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 自然動態の状況

近年の自然動態からその推移をみると、出生数が減少していることに加え、死亡数が増加し、自然増減は、マイナスの値が増加しています。

■自然動態の推移

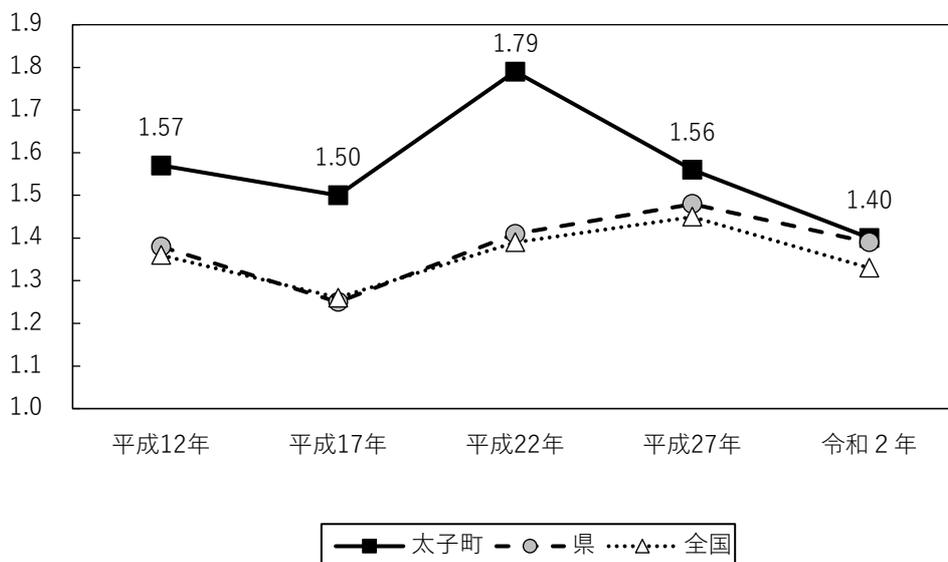


資料：住民基本台帳

(3) 合計特殊出生率の状況

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を合計し、1人の女性の生涯で何人の子どもを産むのかを推計した合計特殊出生率の推移をみると、県及び全国を上回って推移しています。平成27年と令和2年を比較すると、0.16ポイント低くなっています。

■合計特殊出生率の推移

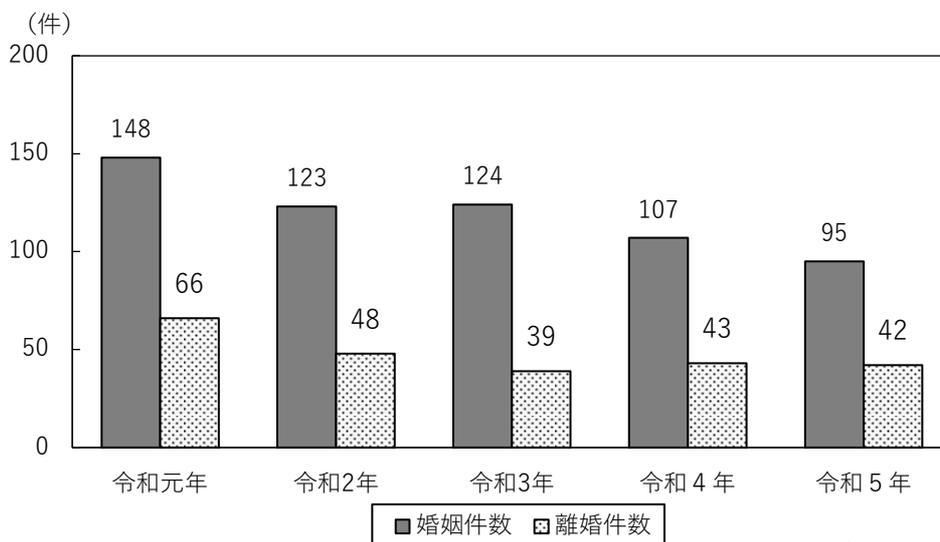


資料：人口動態統計

(4) 婚姻等の動向

婚姻数、離婚数は年によって増減がありますが、婚姻数、離婚数ともに減少傾向となっています。

■婚姻等の動向

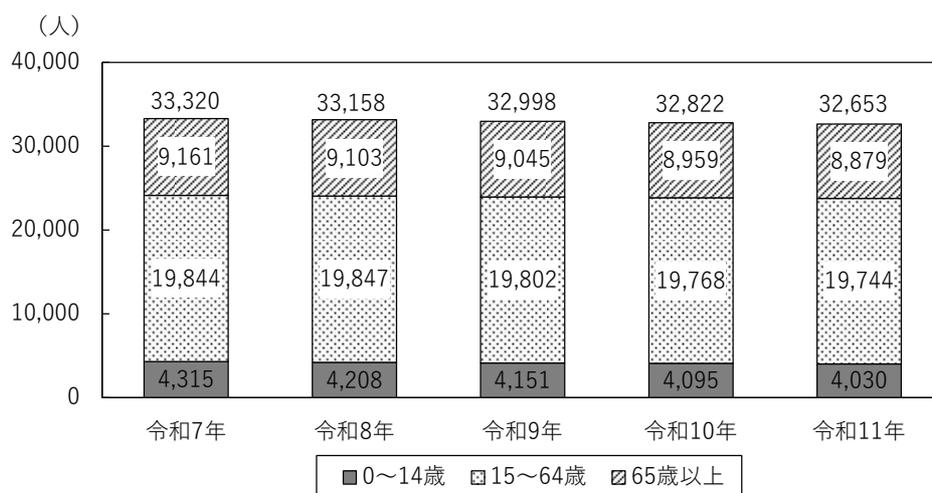


資料：人口動態統計

(5) 人口推計

令和5年の住民基本台帳（10月1日現在）に基づく、コーホート変化率法[※]による人口推計では、本計画の最終年である令和11年には町の総人口は32,653人になり、今後5年で緩やかに人口が減少することが予測されます。

■人口推計（年齢別3区分）



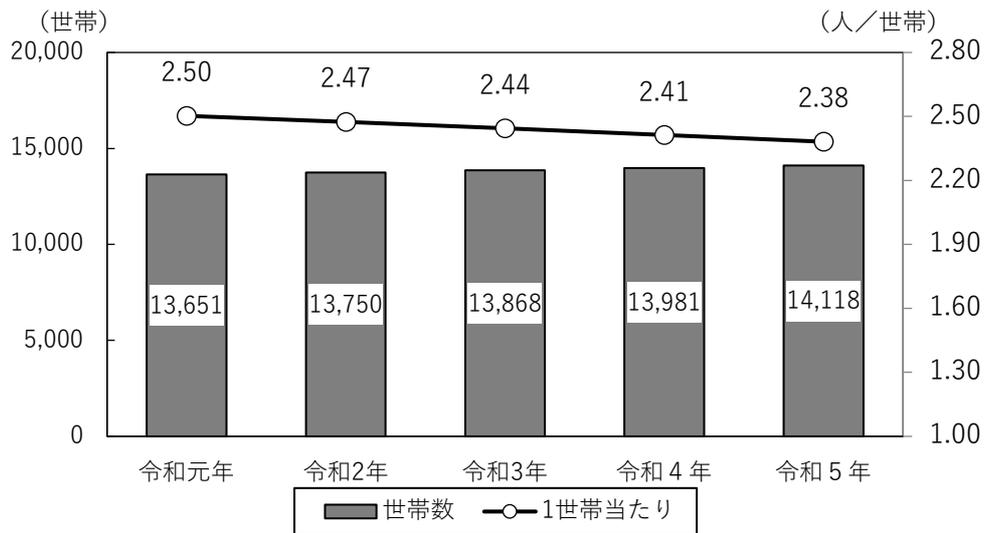
※コーホート変化率法：あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

2 家庭・就労の状況

(1) 世帯数の推移

近年の世帯数の推移をみると、令和元年から一貫して増加傾向がみられます。一方、世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

■世帯数及び世帯当たりの人員の推移

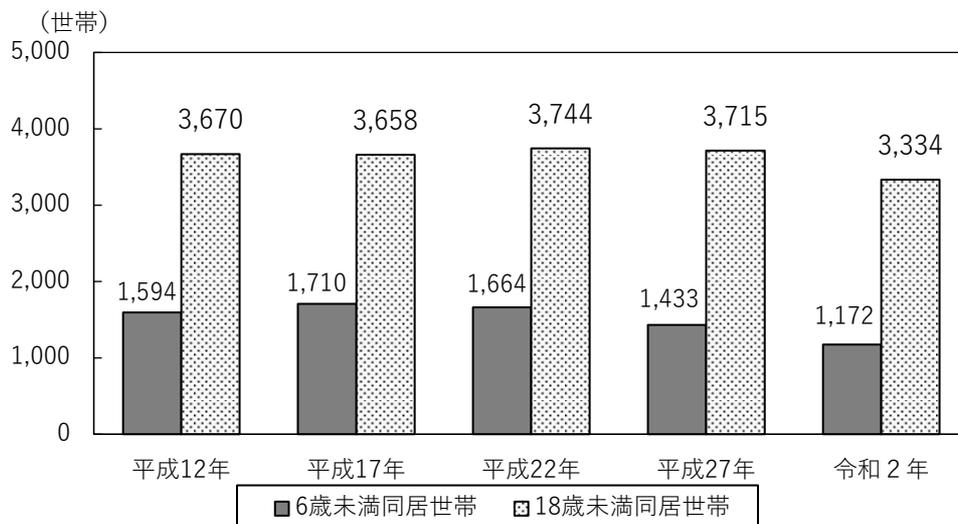


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(2) 子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況をみると、6歳未満の親族のいる世帯は平成17年をピークに減少に転じています。一方、18歳未満の親族のいる世帯は平成22年以降減少しています。

■子どものいる世帯の推移

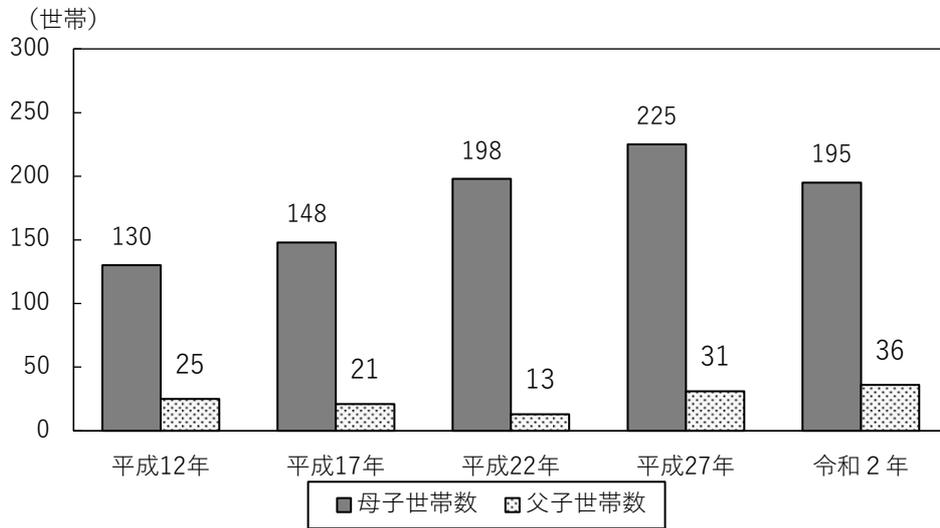


資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況を見ると、母子世帯は増加傾向にありましたが、令和2年には減少しています。一方、父子世帯は平成22年以降増加傾向にあります。

■ひとり親世帯の推移



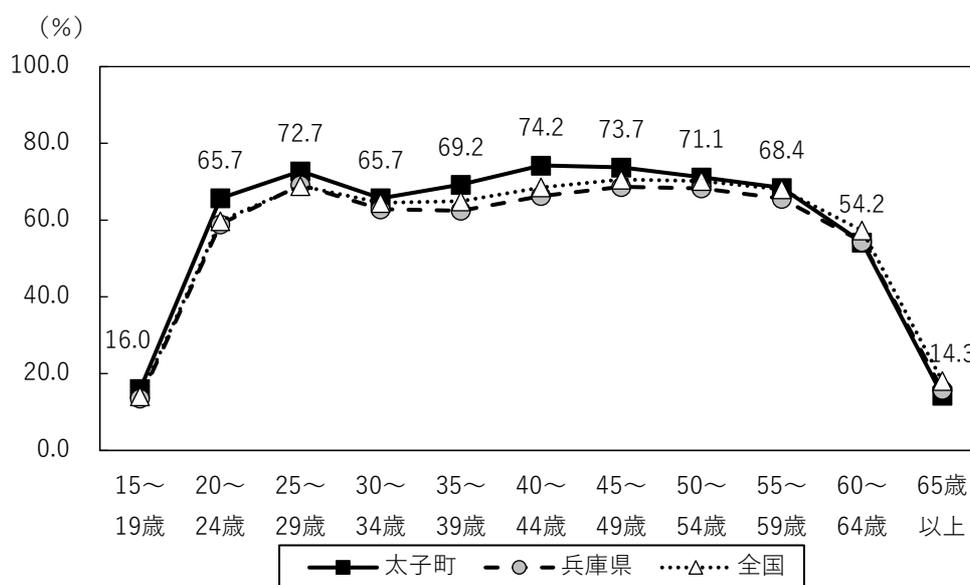
資料：国勢調査

(4) 就業の状況

令和2年における女性の年齢別就業率をみると、本町においてはM字型の就業状況を示しています。30～34歳で低下し、40～44歳で再び回復します。

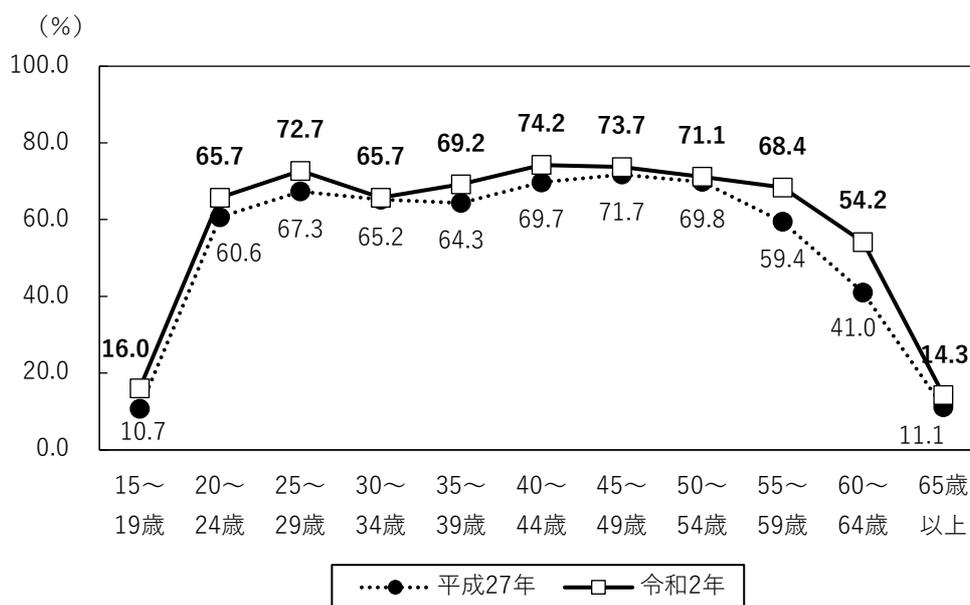
これは、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを反映したのですが、平成27年と比較すると、全ての年代で就業率が増加しており、子育て世代を含め女性の就業が進んでいることがうかがえます。

■女性の年齢別就業率（太子町・兵庫県・全国比較）



資料：国勢調査（令和2年）

■女性の年齢別就業率（平成27年・令和2年比較）



資料：国勢調査（令和2年）

3 子どもの状況と子育ての実態

(1) 就学前児童の状況

町内には公立保育所1か所、認定こども園6か所、公立幼稚園3か所があります。

また、町内では全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、認定こども園に通う児童の割合が増加傾向にあり、いずれかの施設に属する児童の人数は増加しています。

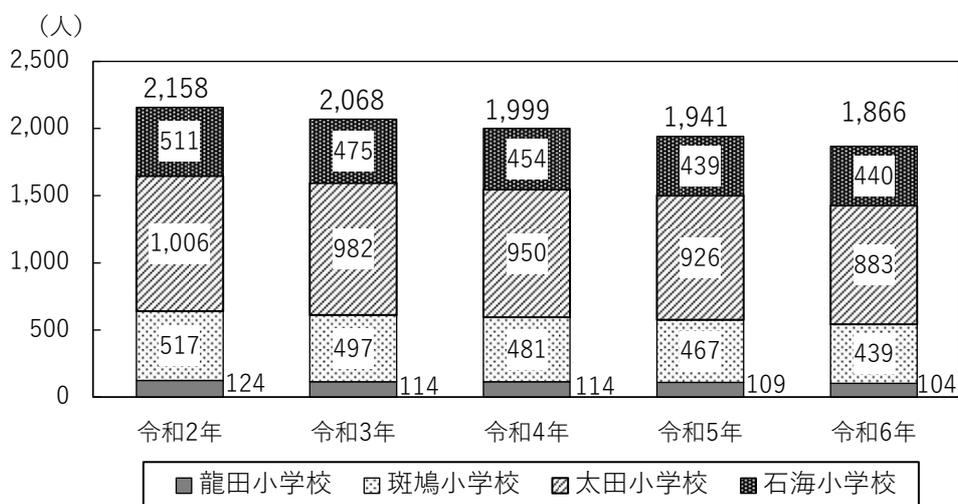
■町内の保育所・認定こども園・幼稚園

名称	施設の種類
斑鳩保育所	公立保育所
二葉保育園	幼保連携型認定こども園
二葉にじいろこども園	幼保連携型認定こども園
安養保育園	幼保連携型認定こども園
石海保育園	幼保連携型認定こども園
はおとの森こども園	幼保連携型認定こども園
カレナ認定こども園	幼保連携型認定こども園
龍田幼稚園	公立幼稚園
斑鳩幼稚園	公立幼稚園
太田幼稚園	公立幼稚園
石海幼稚園	公立幼稚園

(2) 小学校児童の状況

町内には、龍田小学校、斑鳩小学校、太田小学校、石海小学校の4小学校があり、近年の児童数は減少傾向で推移しています。

■小学校児童数の推移

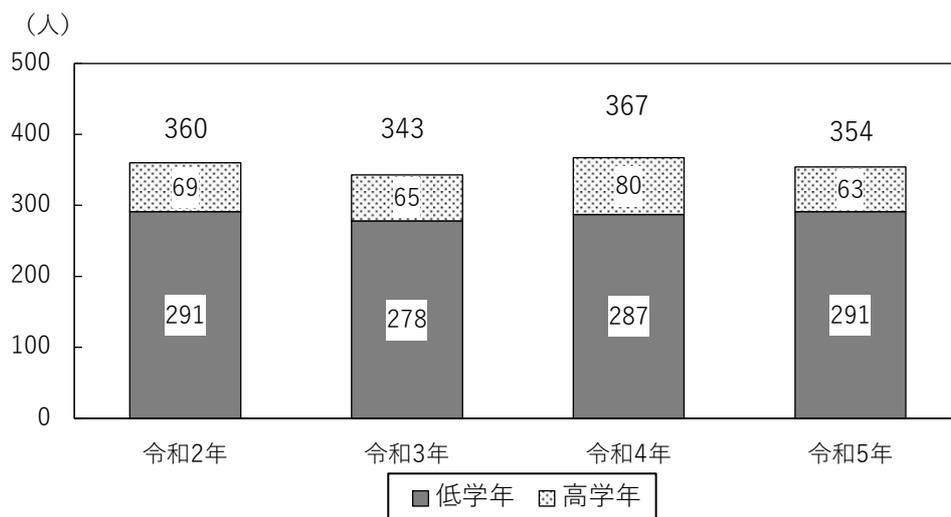


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

保護者が働いている家庭等の小学生の放課後の遊び場・居場所を提供する学童保育は平成 19 年度より国において、「放課後子どもプラン」※の中で、「放課後児童クラブ」として位置づけられています。本町においては、平成 27 年度より 1 年生から 6 年生までの全学年を対象にしています。

■放課後児童クラブの状況



資料：学童保育園在籍状況（3月）

※放課後子どもプランとは、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施するものです。

(4) 地域学校協働活動の状況

- ・町内 4 小学校の空き教室や体育館を活用し、地域住民の参画のもと、遊びや体験活動を行う放課後子ども教室を開催しています。
- ・地区公民館を活用し、放課後子ども教室として、学びの場を提供しています。
- ・地域の活動に講師やボランティアが携わり、文化活動やスポーツなどの体験活動を行う土曜日教育活動を開催しています。

4 アンケート調査結果

(1) 調査の方法

名称	太子町子育て支援に関するアンケート調査調査
調査対象	太子町在住の0歳から小学3年生までの児童がいる世帯。
調査方法	無作為に抽出した対象児童（就学前児 1,000 名、就学児 500 名）の保護者宛に調査票を郵送し、無記名で郵送又はWEBにより回収。
調査期間	令和6年1月19日（金）～令和6年2月5日（月） （アンケート調査票の配布、調査、回収）
回収状況	就学前児保護者 配布数 1,000 通 回収数 501 通 回収率 50.1%
	就学児保護者 配布数 500 通 回収数 260 通 回収率 52.0%

(2) 調査結果の概要

- ・調査結果として集計された数値において、比率はすべて百分率（％）で表示し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。
- ・複数回答の場合は、回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・集計結果のグラフや表において、便宜上、回答選択肢の項目を簡略化していることがあります。
- ・グラフにおいて「n」は各設問の有効回答者数を示しています。

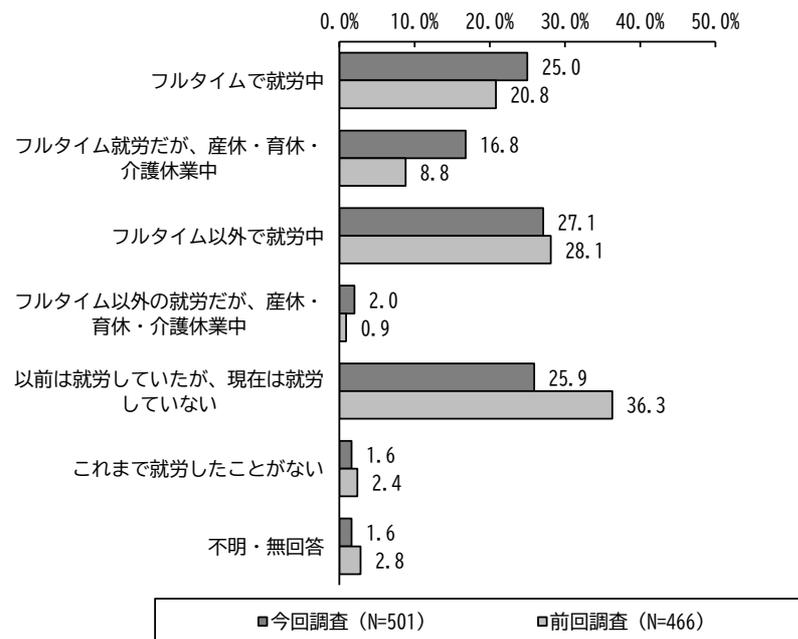
保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）について

①母親

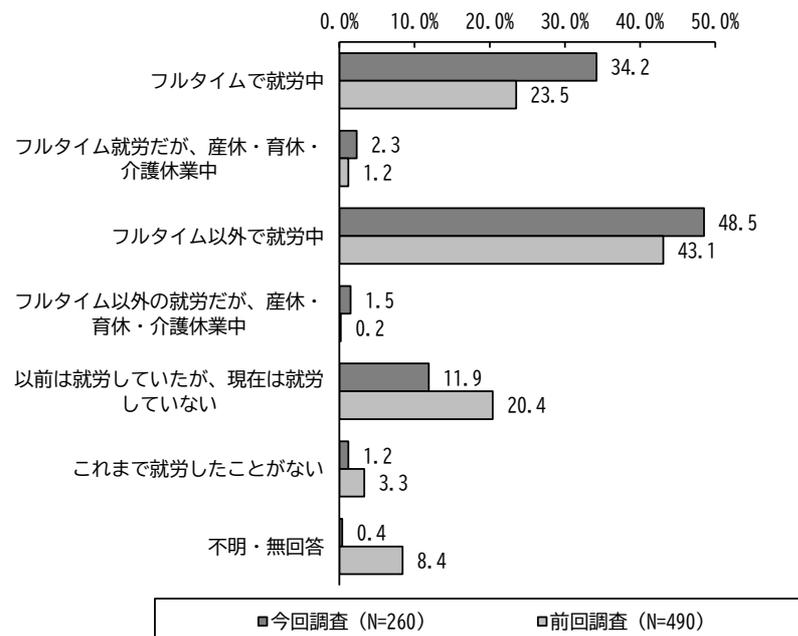
母親の就労状況について、就学前児、就学児ともに「フルタイム以外で就労中」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前児では「フルタイムで就労中」「フルタイム就労だが、産休・育休・介護休業中」の割合が増加しています。

■就学前児



■就学児

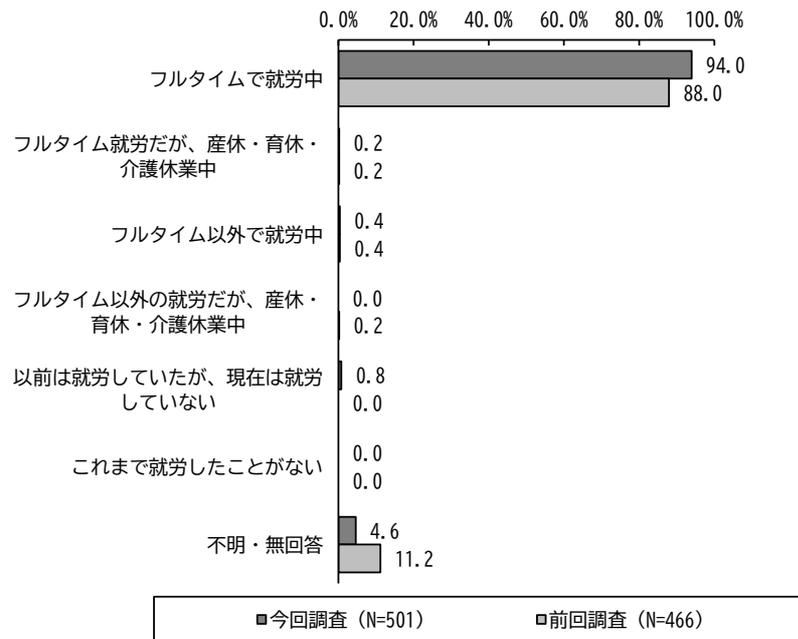


②父親

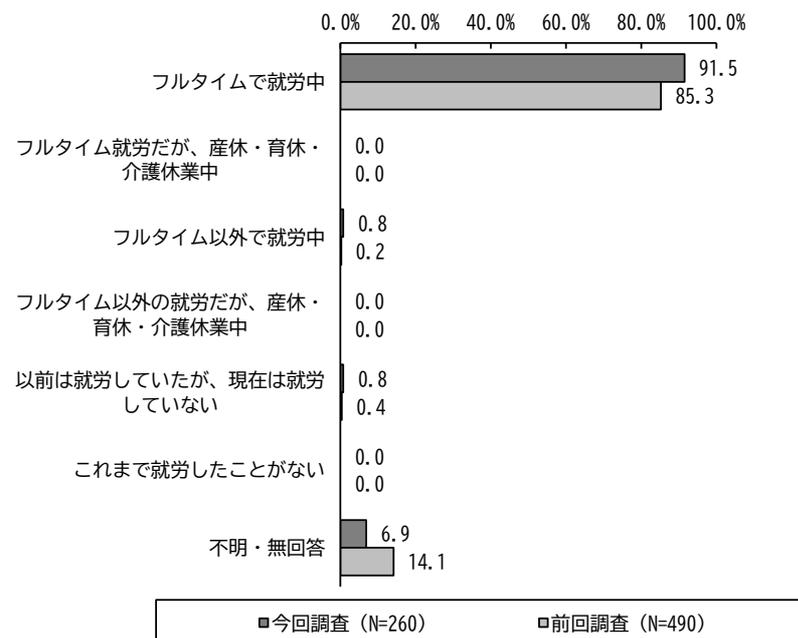
父親の就労状況について、就学前児、就学児ともに「フルタイムで就労中」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前児、就学児ともに「フルタイムで就労中」が増加しています。

■就学前児



■就学児

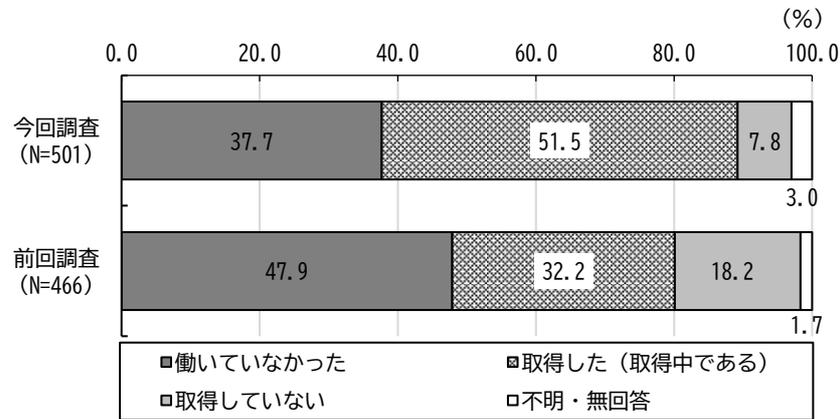


育児休業の取得状況について（就学前児）

①母親

母親の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」が51.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」が37.7%、「取得していない」が7.8%となっています。

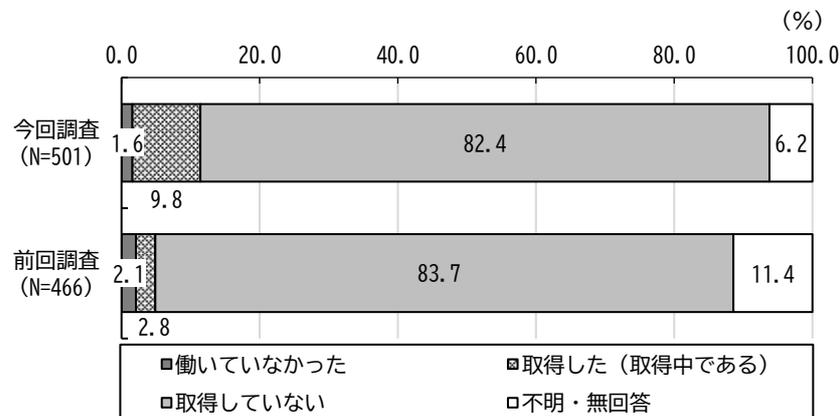
前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が19.3ポイント増加しています。



②父親

父親の育児休業の取得状況について、「取得していない」が82.4%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が9.8%、「働いていなかった」が1.6%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が7.0ポイント増加しています。

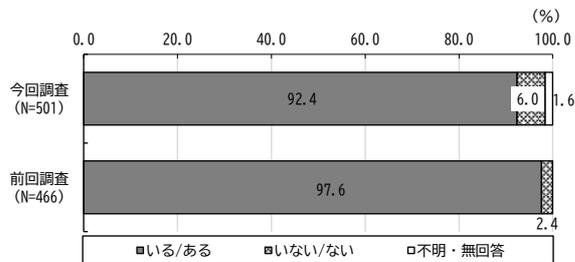


子どもの育ちをめぐる環境について（複数回答）

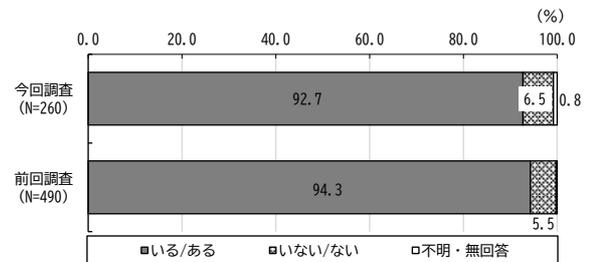
気軽に相談できる人や場所について、就学前児では「いる／ある」が 92.4%、「いない／ない」が 6.0%となっています。就学児では「いる／ある」が 92.7%、「いない／ない」が 6.5%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児・就学児ともに「いる／ある」が微減しています。

■就学前児

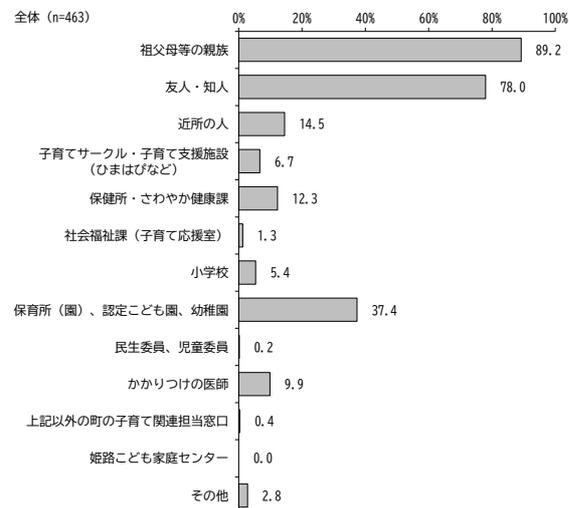


■就学児

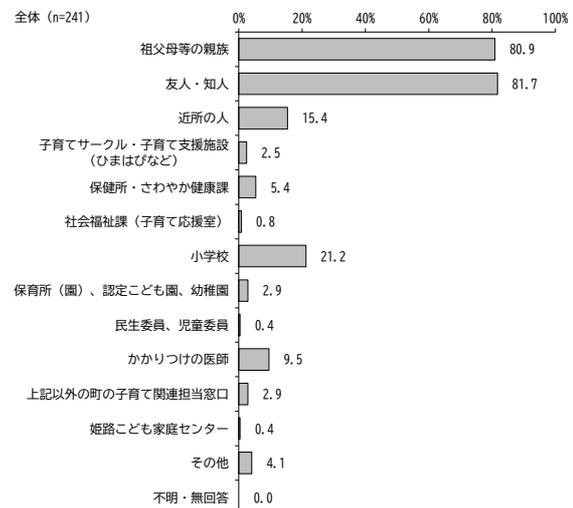


子育てをする上で気軽に相談できる人や場所について、就学前児では「祖父母等の親族」が 84.0%と最も高く、次いで「友人・知人」が 70.3%となっています。就学児では、「友人・知人」が 81.7%と最も高く、「祖父母等の親族」が 80.9%となっています。

■就学前児



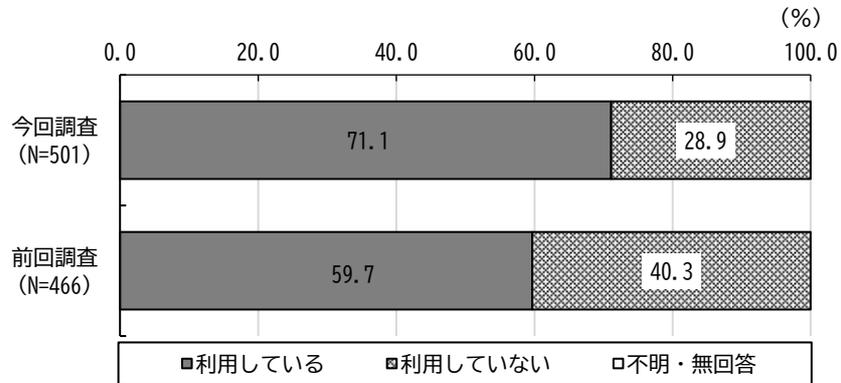
■就学児



定期的な教育・保育事業の利用状況について

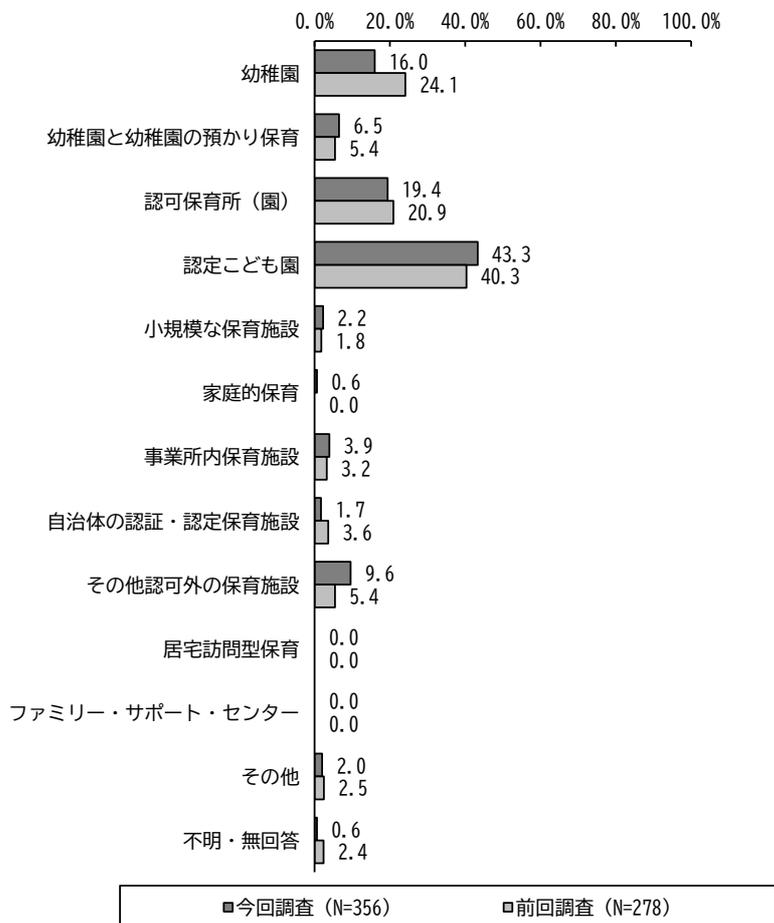
定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が71.1%、「利用していない」が28.9%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」が11.4ポイント増加しています。



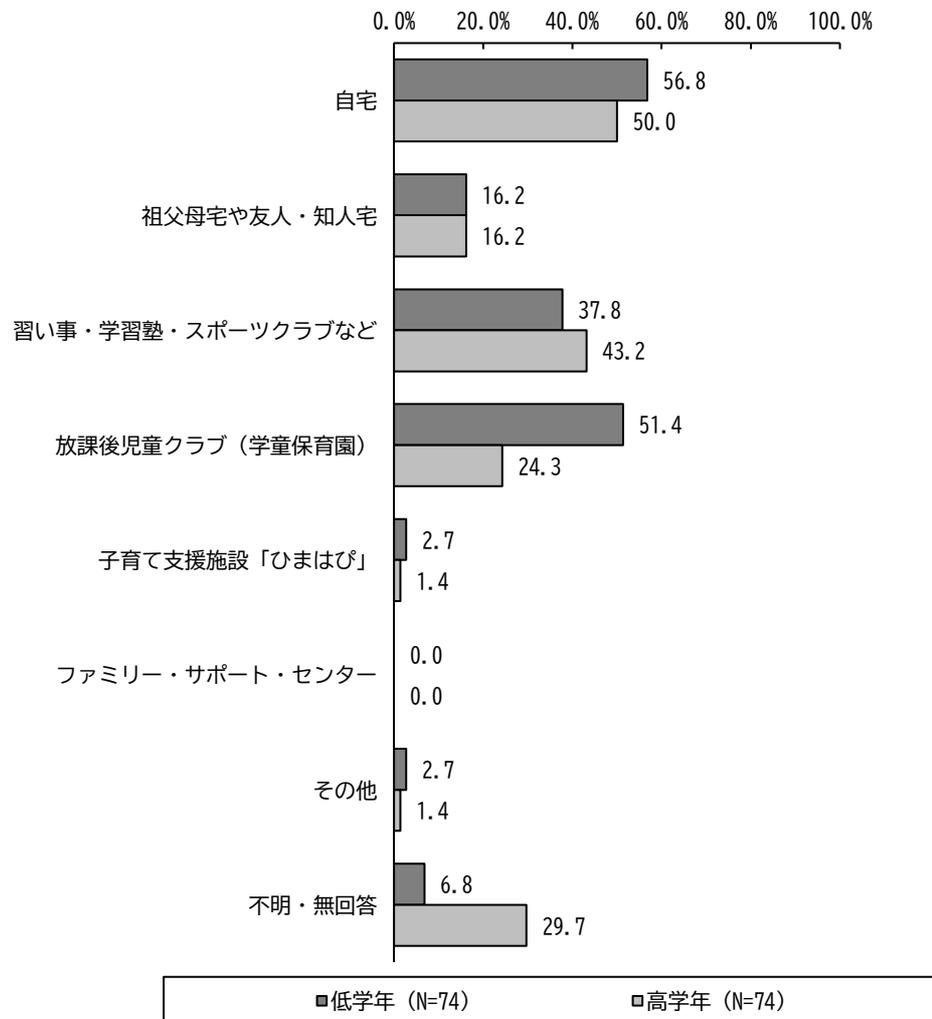
年間を通じて「定期的に」利用している事業について、「認定こども園」が43.3%と割合が最も高く、次いで「認可保育所（園）」が19.4%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」「その他認可外の保育施設」が増加しており、「幼稚園」が減少しています。



小学校就学後の放課後の過ごし方について（就学前児・5歳以上を対象）

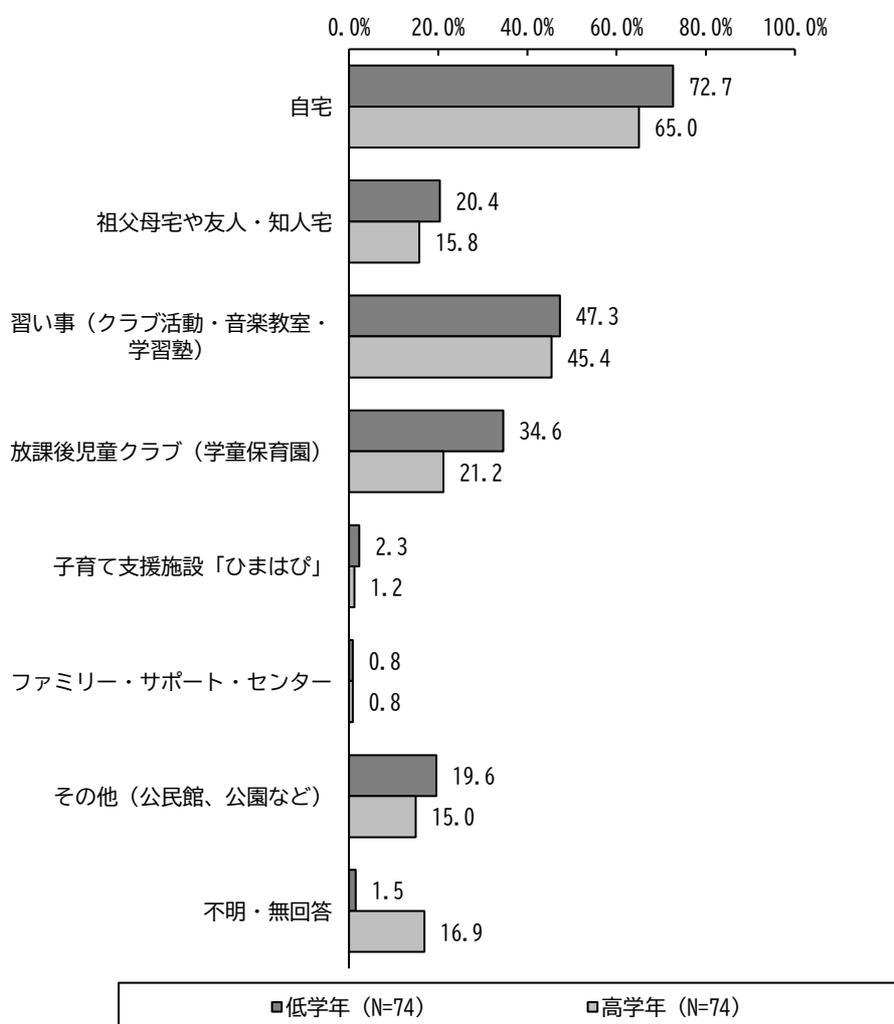
小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年時では「自宅」を希望する方の割合が56.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育園）」が51.4%となっています。高学年時では「自宅」が50.0%と最も高く、次いで「習い事・学習塾・スポーツクラブなど」が43.2%となっています。



※放課後子ども教室（未実施事業）は今回調査では回答欄から削除

放課後の過ごし方について（就学児を対象）

低学年時では「自宅」を希望する方の割合が72.7%と最も高く、次いで「習い事・学習塾・スポーツクラブなど」が47.3%となっています。高学年時では「自宅」が65.0%と最も高く、次いで「習い事・学習塾・スポーツクラブなど」が45.4%となっています。

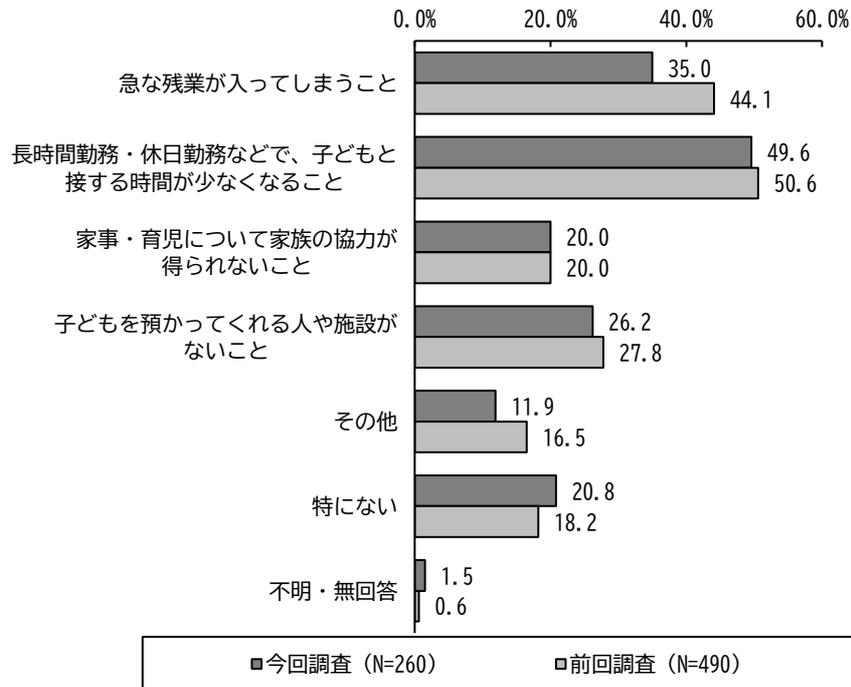


※放課後子ども教室（未実施事業）は今回調査では回答欄から削除

仕事と子育ての両立について

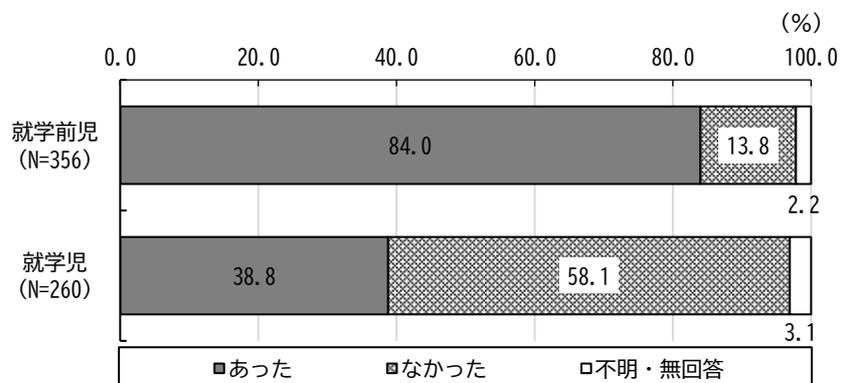
仕事と子育てを両立するうえでの困りごとについてみると、「長時間勤務・休日勤務などで、子どもと接する時間が少なくなること」が49.6%と最も高く、次いで「急な残業が入ってしまうこと」が35.0%、「子どもを預かってくれる人や施設がないこと」が26.2%となっています。

前回調査と比較すると、「急な残業が入ってしまうこと」が9.1ポイント減少するなど、困りごとが全体的に減少し、「特にない」が微増しています。



病気やケガで施設が利用できなかったことはあったかについて

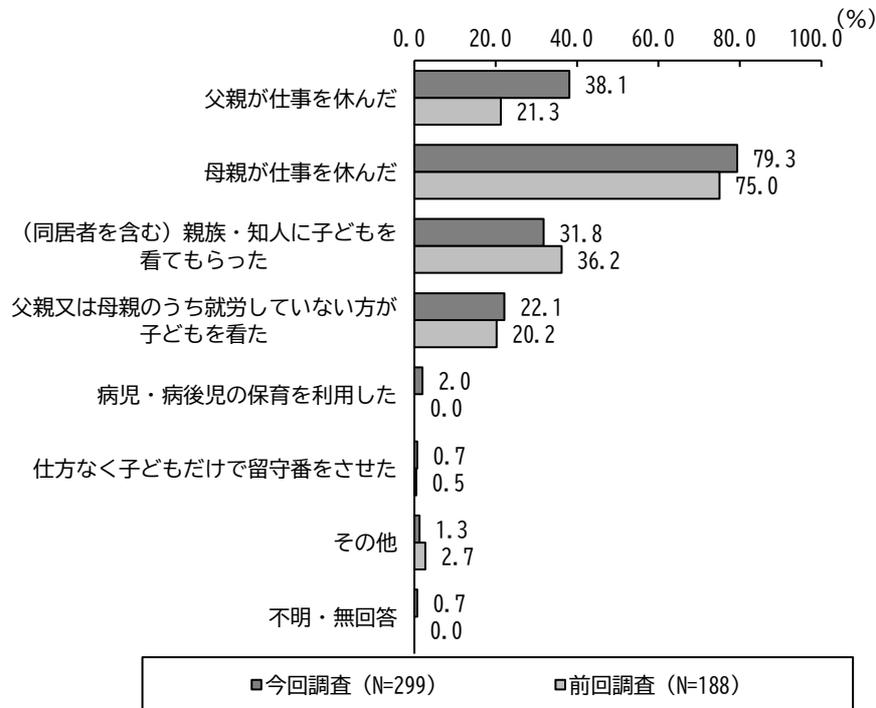
この1年間に病気やケガで通常の事業が利用できなかったことについて、就学前児では「あった」が84.0%、「なかった」が13.8%となっています。就学児では、「あった」が38.8%、「なかった」が58.1%となっています。



通常の事業が利用できなかった場合の対処方法（複数回答）

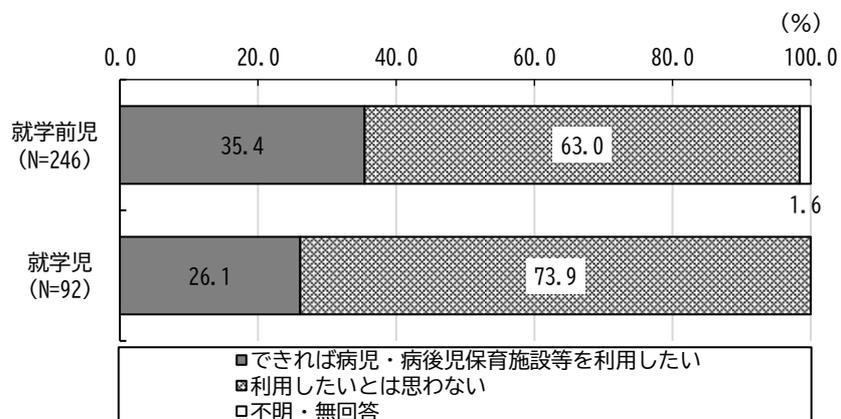
通常の事業が利用できなかった場合の対処方法について、「母親が仕事を休んだ」が 79.3%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 38.1%となっています。

前回調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」が 16.8 ポイント増加しています。



病児保育施設等の利用希望

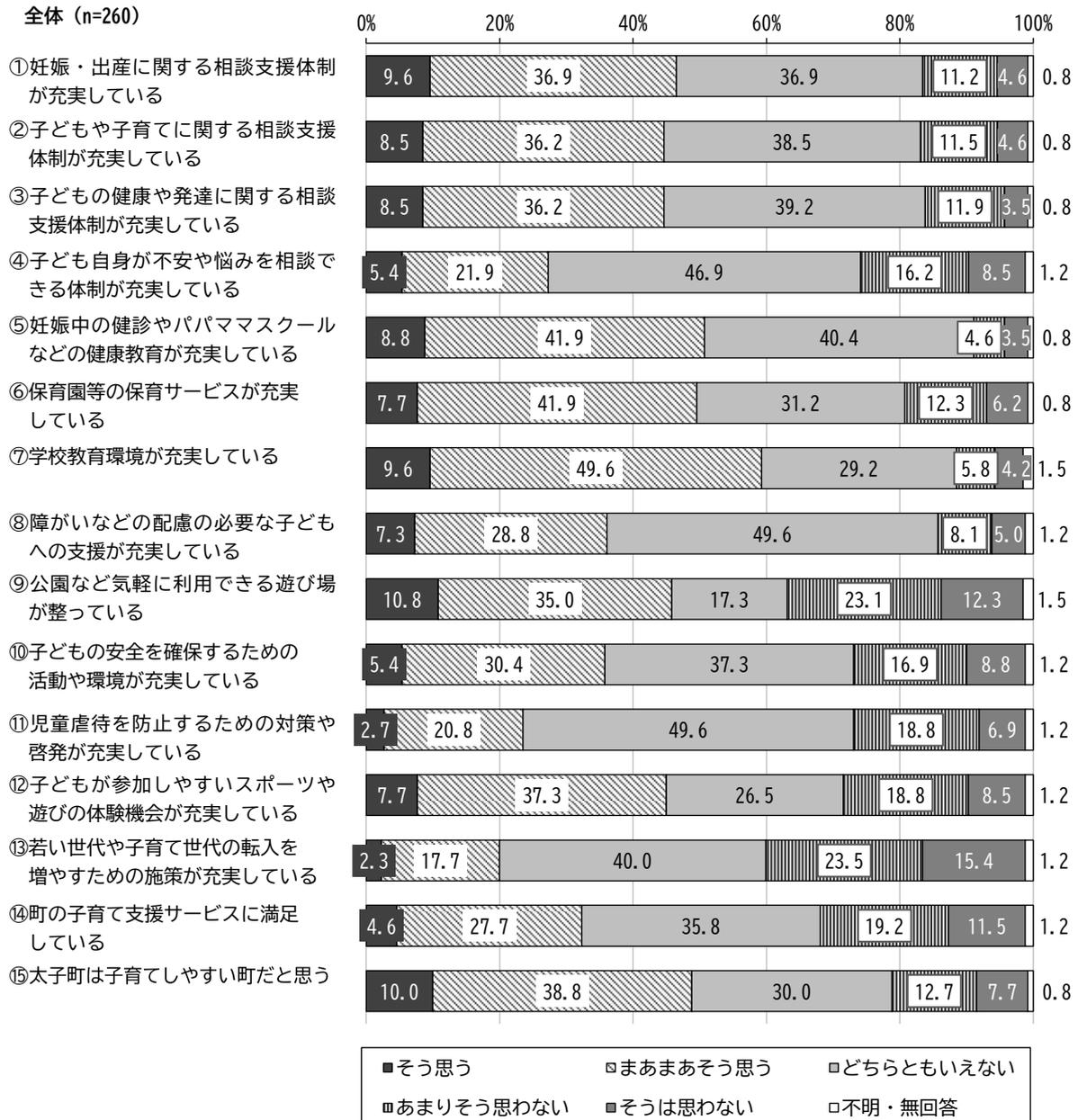
病児保育施設等の利用希望について、就学前児では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 35.4%、「利用したいとは思わない」が 63.0%となっています。就学児では「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 26.1%、「利用したいとは思わない」が 73.9%となっています。



本町の子育て環境や支援

本町の子育て環境や支援について、『思う』（「そう思う」「まあまあそう思う」の合計）では〔⑦学校教育環境が充実している〕が 59.2%と最も高く、次いで〔⑤妊娠中の健診やパパママスクールなどの健康教育が充実している〕が 50.7%、〔⑥保育園等の保育サービスが充実している〕が 49.6%となっています。

一方、『思わない』（「あまりそう思わない」「そうは思わない」の合計）では〔⑬若い世代や子育て世代の転入を増やすための施策が充実している〕が 38.9%と最も高くなっています。



5 第2期計画（令和2年度～令和6年度）の進捗状況

①教育・保育の計画及び実績

(1) 幼稚園等利用希望（こどもえがお課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号	341人	325人	321人	217人	212人
	2号	47人	44人	44人	84人	79人
	合計	388人	369人	365人	301人	291人
提供量（確保方策）		388人	369人	365人	301人	291人
実績	1号	331人	339人	313人	291人	
	2号	0人	0人	0人	0人	
	合計	331人	339人	313人	291人	

(2) 保育所等利用希望（こどもえがお課）

◎2号認定

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		417人	395人	390人	345人	345人
提供量（確保方策）		417人	395人	390人	345人	345人
実績		374人	345人	336人	324人	

◎3号認定（1・2歳児）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		264人	277人	274人	194人	194人
提供量（確保方策）		264人	277人	274人	183人	183人
実績		174人	173人	174人	168人	

◎3号認定（0歳児）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		33人	32人	32人	56人	56人
提供量（確保方策）		33人	32人	32人	52人	52人
実績		52人	51人	48人	42人	

②地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

(3) 利用者支援事業（こどもえがお課・さわやか健康課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量（確保方策）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(4) 地域子育て支援拠点事業（こどもえがお課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		7,000人日	6,860人日	6,723人日	10,600人日	10,600人日
提供量（確保方策）		2か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績		2か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 妊婦健康診査事業（さわやか健康課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	交付数	261人	256人	251人	225人	220人
	(健診回数)	2,871回	2,816回	2,761回	2,588回	2,530回
提供量 (確保方策)	交付数	261人	256人	251人	225人	220人
	(健診回数)	2,871回	2,816回	2,761回	2,588回	2,530回
実績	交付数	256人	244人	227人	222人	
	(健診回数)	2,892回	2,852回	2,449回	2,638回	

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こどもえがお課・さわやか健康課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		261人	256人	251人	220人	210人
提供量（確保方策）		261人	256人	251人	220人	210人
実績		218人	225人	207人	201人	

(7) 養育支援訪問事業（こどもえがお課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		15人	15人	15人	70人	70人
提供量（確保方策）		1人	1人	1人	1人	1人
実績		32人	73人	67人	86人	

(8) 子育て短期支援事業（こどもえがお課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		20人	20人	20人	5人	5人
提供量（確保方策）		20人	20人	20人	5人	5人
実績		0人	5人	2人	3人	

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（こどもえがお課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	就学前	200人日	200人日	200人日	40人日	40人日
	小学生	100人日	100人日	100人日	460人日	480人日
	合計	300人日	300人日	300人日	500人日	520人日
提供量（確保方策）		300人日	300人日	300人日	500人日	520人日
実績	就学前	82人日	2人日	195人日	55人日	
	小学生	267人日	313人日	419人日	139人日	
	合計	349人日	315人日	614人日	194人日	

(10) 一時預かり事業（こどもえがお課）

幼稚園及び幼稚園型認定こども園における在園児を対象とした一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,170 人日	3,974 人日	3,929 人日	12,943 人日	12,513 人日
提供量（確保方策）	4,170 人日	3,974 人日	3,929 人日	12,943 人日	12,513 人日
実績	11,382 人日	7,705 人日	8,413 人日	7,598 人日	

幼稚園及び在園児以外の一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120 人日	120 人日	120 人日	240 人日	240 人日
提供量（確保方策）	120 人日	120 人日	120 人日	240 人日	240 人日
実績	172 人日	157 人日	157 人日	48 人日	

(11) 時間外保育事業（延長保育事業）（こどもえがお課）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120 人				
提供量（確保方策）	120 人				
実績	134 人	98 人	108 人	103 人	

(12) 病児・病後児保育事業（こどもえがお課）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293 人日	290 人日	286 人日	35 人日	35 人日
提供量（確保方策）	0 人日	290 人日	286 人日	35 人日	35 人日
実績	0 人日	0 人日	8 人日	5 人日	

(13) 放課後児童健全育成事業（こどもえがお課）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	108 人	94 人	93 人	83 人	80 人
	2年生	97 人	99 人	85 人	85 人	76 人
	3年生	92 人	89 人	91 人	78 人	78 人
	4年生	61 人	59 人	60 人	52 人	52 人
	5年生	20 人	20 人	20 人	17 人	17 人
	6年生	9 人	8 人	9 人	7 人	7 人
	合計	387 人	369 人	358 人	322 人	310 人
提供量（確保方策）		387 人	369 人	358 人	322 人	310 人
実績	1年生	120 人	125 人	118 人	107 人	
	2年生	89 人	85 人	105 人	102 人	
	3年生	82 人	68 人	64 人	82 人	
	4年生	39 人	51 人	42 人	40 人	
	5年生	27 人	13 人	29 人	14 人	
	6年生	3 人	1 人	9 人	9 人	
	合計	360 人	343 人	367 人	354 人	

6 課題の抽出

各種制度の動向や本町における子どもや子育て環境の状況、第2期計画の進捗状況等を踏まえ、今後の検討課題について以下に整理します。

(1) 太子町の現状より

【子どもをめぐる現状】

- 人口推移、人口推計ともに緩やかに人口減少が進行しつつあり、令和11年には総人口が32,653人、15歳未満は4,030人に減少し、さらに少子・高齢化が進む見込みとなっています。
- 合計特殊出生率の推移を見ると、本町では県及び全国を上回っているものの減少傾向で推移しています。
- 一世帯あたりの人員は、令和5年では2.38人と減少傾向にあり、6歳未満の親族のいる世帯は、平成17年以降減少傾向となっており、令和2年には大幅に減少しています。

【教育・保育サービスの現状】

- 認可保育施設は町内に7園、幼稚園は3園あり、令和6年4月1日時点の待機児童は0人となっています。
- 全体の児童数が減少しているとともに女性の就業率が増加傾向にあることから、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、認定こども園等に通う児童の割合が増加傾向にあります。
- 町立幼稚園の園児数は減少傾向にあります。

【子育て支援事業等の現状】

- 令和6年4月より、子どもに関する窓口の一元化を図るため、「こどもえがお課」を教育委員会に設置しました。
- 令和6年度より「子育て世代包括支援センター・ひだまり」と「子ども家庭総合支援拠点・子育て応援室」の機能を一体的な組織として実施する「太子町こども家庭センター」を設置しました。
- 令和3年4月より企業主導型保育施設が病後児保育事業を実施しており、登録者は60人となっています。
- 放課後児童クラブ（学童保育）は、現在各小学校区に1カ所ずつあり、小学1～6年生を受け入れている。国の方針として、基本的には小学校の空き教室を利用するとよいという内容が示されていますが、太子町では管理等の問題から空き教室の使用が難しく、地域の空き家やプレハブを建設して対応しています。放課後児童クラブのニーズは高まっており、今後利用児童が増えることが見込まれているため、場所の確保が必要となっています。

(2) アンケート調査結果より

- 母親の就労割合が増加しており、形態についてもフルタイムが増加しています。
- 子育てについて気軽に相談できる人または場所の有無については、就学前児童保護者・就学児童保護者ともに「いる/ある」が前回調査より減少しているため、相談支援の充実や相談窓口の周知等に取り組む必要があります。
- 子育てを主に行っている方については、就学前児童保護者・就学児童保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっており、前回調査と比較すると、「父母ともに」が大きく増加しています。
- 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処について、「父親が仕事を休んだ」が前回調査と比較し、大きく増加しており、父親の育児参加が進みつつあることがうかがえます。
- 病児保育施設等の利用希望について、就学前児、就学児ともに約3割の方が「できれば利用したい」と回答されています。
- 子育て環境や支援について、「子ども自身が不安や悩みを相談できる体制」「児童虐待を防止するための対策や啓発」「若い世代や子育て世代の転入を増やすための施策」で、「そう思う」「まあまあそう思う」をあわせた割合が3割以下と低くなっています。
- 就学後の放課後の過ごし方の希望では、「放課後児童クラブ（学童保育園）」が前回調査と比較し、大きく増加しており、母親の就労割合の増加に伴い、ニーズが高まっていることがうかがえます。
- 自由意見では、給食費の無償化、学童保育の土曜開園やスペースの拡張、安全に遊べる居場所づくり、障害のある子どもへの支援の充実等の意見がありました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子育てとは、本来子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、保護者も成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みですが、現実の子育てには様々な負担や苦勞もあります。子育て支援とは、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、保護者としての成長を支援することです。子どもが心身共に健やかに成長することについての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識の下に保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。

そして何より、子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくること、地域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。本計画においては、第1期・第2期の計画理念を継承し、「子どもの笑顔があふれ、安心して子育てができるまち」を基本理念とし、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

子どもの笑顔があふれ、安心して子育てができるまち

2 施策の体系

本計画は、第6次太子町総合計画の基本政策Plan2に基づき、基本理念に沿って次の7つの基本目標を掲げ、計画的・総合的に各種施策の展開を進めます。

基本理念

基本目標	施策の方針
1. 地域における子どもや子育て家庭への支援の充実	(1) 妊娠期からの切れ目のない支援と相談体制の充実 (2) 子育て世代の交流促進 (3) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 (4) 在宅の子育て支援
2. 子どもの健やかな成長に向けた教育・保育の充実	(1) 就学前教育の充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 特色ある学校教育の推進 (4) 放課後児童対策の充実 (5) 生涯学習社会の構築 (6) 人権教育の推進
3. 特別な支援を要する子どもへの切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実	(1) 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実 (2) 教育・保育等での受け入れ体制の強化 (3) 特別支援教育の充実 (4) 障害等に対する理解の促進
4. 社会的支援が必要な家庭への支援の充実	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) こどもの貧困対策の推進
5. 太子町こども家庭センターを核とした児童虐待防止対策の推進	(1) 要保護児童対策連絡協議会の機能強化 (2) 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応 (3) 地域との連携
6. 子どもたちがのびのびと育つ環境づくりの推進	(1) 子育て世代に寄り添った生活環境の整備 (2) 健全な遊び環境の整備
7. 若い世代のライフプラン実現に向けた支援の推進	(1) 結婚・出産に係るライフプラン実現への支援 (2) 男女共同参画意識の啓発 (3) ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進